

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第一条、第二条関係）			
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	麦芽(いつてあるかない かを問わない。)	平成三〇年 一〇月一日 から平成三 一年三月三 一日まで	二二 三六、四 〇〇トン
同 上	同 上	同 上	同 上
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	(省 略)	(省 略)	(省 略)
	麦芽(いつてあるかない かを問わない。)	平成三〇年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二七 七、三 〇〇トン